

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境に対処すべく経営判断の迅速化をはかるとともに企業規模に即したコーポレートガバナンス体制を構築しております。

また、経営の透明性、健全性を確保するためにディスクロージャーの充実に努めております。

当社のコーポレートガバナンスは、経営の重要事項に関する意思決定及び監督機関としての取締役会、執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会及び監査役による構成を基盤としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ファウンテン	720,000	29.19
渡邊 寛	239,000	9.69
田中晴美	58,500	2.37
北村昌英	40,000	1.62
株式会社SBI証券 代表取締役社長 高村正人	36,300	1.47
久下直彦	34,200	1.38
小池博幸	33,000	1.35
藍澤証券株式会社 代表取締役社長 藍澤 基彌	29,600	1.20
日本証券金融株式会社 代表取締役社長 小林 英三	23,500	0.95
洪田見 勝俊	22,000	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 6 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 5 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である経営企画室から各種報告を受けております。また、会計監査人との情報交換を随時行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定され
ている人数 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本島 浩	他の会社の出身者													
安楽 國廣	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本島 浩	○	——	当社の属するERP業界に精通しており当社の業務内容についても深く理解し得る専門知識を有しており、また経営者として、会社運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけると判断したためです。 また、一般株主との利益相反の生ずる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから、当社の独立役員として指定しております。
安樂 國廣		——	金融業・製造業にて培った幅広い知識をもとに、客観的・中立的な経営監視を行い、業務執行から独立した立場で意見陳述をすることにより、経営監視の面で十分機能すると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気を高める目的でストックオプションを付与するために、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年9月28日開催の株主総会で承認され、平成28年3月10日の取締役会にて発行決議をしております。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、それらの者と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として当社の取締役及び監査役、従業員をストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は平成13年9月21日開催の第5回定時株主総会で決議された取締役報酬限度額200,000千円(年額)、監査役報酬限度額50,000千円(年額)と定めております。平成27年6月期の取締役に対する報酬の総額は34,720千円、監査役に対する報酬の総額は17,300千円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び従業員等に対して報告を求めることができる体制を整備しており、取締役会の開催に際しては、事前に資料を配布し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 会社の業務執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況
 - a. 会社の経営機構については、委員会制度は採用せず、監査役制度を効果的に活用し、透明性と適時・適切なチェック機能及び経営監視機能が発揮できるように努めております。
 - b. 現在の役員構成は、取締役5名、監査役4名であります。
 - c. 当社の取締役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行の状況を常に監視しております。また機動的に経営会議を開き、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持・向上に努めております。
- (2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
 - a. 内部監査については、経営企画室が主管しており、人員は1名であります。
 - b. 監査役は、現在4名であり、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、会社状況及び経営の執行状況についても監査を実施しているほか、監査役相互に情報交換を随時行い経営監視機能の充実をはかっております。

(監査役の機能強化に向けた取組状況)

 1. 監査役は、取締役及び代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備しております。
 2. 取締役及び従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保するよう努めております。
 3. 取締役は、監査役の実務があるときは、監査役が職務遂行上、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備しております。
 4. 会計監査人と定期会合を持ち、監査方針および監査結果についてヒアリングを行い、課題の解決について議論を行っております。
 5. 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとしております。
 6. 全ての稟議書は、監査役が決裁過程の中で確認することとし、疑義があるものにつきましては個別でヒアリングをして確認しております。

c. 会計監査については、第13期(平成21年6月決算)からは霞が関監査法人(現 太陽有限責任監査法人)に委託しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 当社の取締役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定で定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行の状況を常に監視しております。また、監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、会社状況及び経営の執行状況についても監査を実施しております。会社規模に照らし、取締役会の監督及び監査役の監査は経営監視機能として十分に役割を果たしていると認識しているため、現状の体制を採用しております。
2. 社外取締役に期待される機能に代替する会社独自の仕組み
社外監査役2名により経営に対して客観的・中立的監視が行われることで十分に当該機能を確保できると考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社の決算期は6月であるため、集中日を回避しております。なお、平成27年6月期に係る定時株主総会招集通知の発送日は平成27年9月11日であり、定時株主総会の開催日は平成27年9月28日であります。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信等、開示資料をホームページに記載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、創業以来SAP社のERPを導入販売することを通して、顧客が市場環境において迫られている経営革新、ビジネス革新を情報システムの面から支援すること、その為に技術、品質、納期、コスト、利益を徹底して追求し、最大のサービスを顧客に提供することに邁進しています。このような考えの下、取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを確保するため、当社の経営方針及び経営理念を周知徹底させ、職務執行の権限・責任と手続きを明確にするため、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定めております。
 - (2)管理部は全体のリスクの統括管理を行い、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行っております。
 - (3)経営企画室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規定等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告するものとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役会は、毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定するものとしております。
 - (2)取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行っております。
 - (3)法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協力し、宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行っております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底します。そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用します。
 - (2)各部門の業務運営が法令・定款に適合していることを確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施します。
 - (3)各部門の従業員は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規定に適合した職務執行を行っております。
6. 当該株式会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適合性を確保するための体制
企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築するものとします。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、取締役の職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置するものとします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - (2)当社の経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題または著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告するようにしております。
9. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、常に危機管理意識を持ち、それらからの要求を断固拒否することを徹底します。また、警察・弁護士等の外部機関と連携し、組織的に対処いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項